

2026 年 8 月 24 日
九州電力送配電株式会社

「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請に係る料金制度専門会合の
審査結果を前提とした託送料金単価の算出に関するお知らせ

当社は、2026年 7 月10日、電気事業法第17条の 2 第 4 項の規定に基づき、経済産業大臣に
「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請を行いました。

([2026年 7 月10日お知らせ済み](#))

本日、第77回料金制度専門会合にて審査が完了したことを受け、審査された「託送供給等
に係る収入の見通し」を前提として、託送料金単価の算出を行いましたので、お知らせいた
します。

なお、今後、経済産業大臣から「託送供給等に係る収入の見通し」について承認がなされ
た後、速やかに、「託送供給等約款」に単価の変更を反映する変更届出を行うとともに、正
式な託送料金単価を改めてお知らせする予定です。

参考：1 kWhあたりの平均単価

(税抜、円/kWh)

		改定単価 ^{※1}	現行単価 ^{※2}	差引
需要側	低圧	10.89	9.34	+1.55
	高圧	4.79	4.19	+0.60
	特別高圧	2.53	2.32	+0.21
発電側		0.49	0.43	+0.06

※1 第 77 回料金制度専門会合にて審査が完了したことを受け、審査された「託送供給等に係る収入の見通し」
を前提に、料金制度専門会合中間とりまとめにおける「実績収入と収入上限の乖離が発生した場合の基本的
な調整方針」に則り、算出した平均単価。同様の前提で算出した託送料金単価は別紙を参照。

※2 収入の見通し（2023 年 11 月 24 日承認値）を前提に算出した平均単価。

以 上